

# 監査報告書

日本私立学校振興・共済事業団法（以下「事業団法」という。）第11条第3項の規定に基づき、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の令和4事業年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）の業務、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）又は損失の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書並びに業務報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

## I 監査の方法及びその内容

当職は、監事監査規程等に基づき、理事長、理事、内部監査部門である監査室、業績評価部門である企画室、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。加えて、事業を統括管理する主たる事務所および設置する医療・宿泊施設等において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が独立行政法人通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他事業団の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに業務報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上のことから、法人の当該事業年度に係る業務、業務報告書及び財務諸表等の監査を行った。

## II 監査の結果

- 事業団の業務は、法令等に従い適正に実施され、助成業務にあっては、中期目標の着実な達成に向けた当該年度計画の取組み、共済業務にあっては、中期展望に示された取組みにより、いずれも効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

2. 理事長のリーダーシップのもと、重要な意思決定に際しては、理事会を開催するなど、理事長及び他の役員等との情報の共有化が図られている。また、役員間においては、理事の所掌する部署及び職務に関する内規等を設けるなどして相互牽制機能を有しており、内部統制に関する理事長及び理事の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
3. 理事長及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する事実は認められない。
4. 財務諸表等は、法令及び規程等に基づき作成され、事業団の財産及び損益の状況を正しく示していると認める。また、会計監査人であるE Y新日本有限責任監査法人の監査方法および結果は相当であると認める。
5. 業務報告書は、法令等に従い、事業団の状況を正しく示しているものと認める。

令和5年6月19日

日本私立学校振興・共済事業団

監 事 鳥 井 幸 雄 ㊞

監 事（非常勤）永 和 田 隆 一 ㊞